

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県行政不服審査会条例（埼玉県条例第六十四号）（文書課）

一 趣旨

行政不服審査法の全部改正に伴い、埼玉県行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるための条例を制定する。

二 内容

(一) 組織・委員・会長・合議体

ア 委員の数は十二人以内とする。

イ 任期は二年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

ウ 委員に守秘義務を課す。

エ 会長を置き、委員の互選により選任する。

オ 審査会が指名する者三人で構成する合議体により、審査請求に係る事件について調査審議する。

(二) 罰則

委員が守秘義務に違反した場合、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す。

三 施行期日

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日